(6)　検察官又は司法警察員は、検察事務官又は司法警察職員に(5)の処分をさせることができるものとすることとした。

(7)　(5)及び(6)の処分に際しては、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、その処分を受ける者に対してオーストラリア軍隊その他のオーストラリアの権限ある当局の要請による旨を明らかにしなければならないものとすることとした。（第八条及び第九条関係）

(六)　自衛隊に係る構成員又は文民構成員への準用

(1)　(二)は、オーストラリアの権限ある当局から、協定第一条(c)に規定する訪問部隊としてオーストラリア内に所在する自衛隊に係る同条(d)に規定する構成員又は同条(a)に規定する文民構成員（(2)において「自衛隊に係る構成員又は文民構成員」という。）であって、日本国の法令による罪を犯した者を引き渡す旨の通知があった場合について準用することとした。

(2)　(四)は、オーストラリアの権限ある当局から、自衛隊に係る構成員又は文民構成員が犯した罪に係る刑事事件の審判又は捜査のために必要があるものとして申出があったときについて準用することとした。（第一〇条関係）

(七)　刑事補償

刑事補償法（昭和二五年法律第一号）又は少年の保護事件に係る補償に関する法律（平成四年法律第八四号）の規定の適用については、オーストラリア軍隊その他のオーストラリアの権限ある当局による抑留若しくは拘禁又は少年の保護事件に係る補償に関する法律第二条第一項第二号に掲げる身体の自由の拘束とみなすものとすることとした。（第一一条関係）

4　国の賠償責任の特例

(一)　職務遂行に係る賠償責任

オーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員が、その職務を行うについて日本国内において違法に他人に損害を加えたときは、国の公務員がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合の例により、国がその損害を賠償する責任を負うものとすることとした。（第一二条関係）

(二)　工作物等の設置等に係る賠償責任

オーストラリア軍隊が占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があったために日本国内において他人に損害を生じたときは、国が占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じた場合の例により、国がその損害を賠償する責任を負うものとすることとした。（第一三条関係）

(三)　適用除外

(一)及び(二)は、(1)又は(2)に掲げる場合には、適用しないものとすることとした。

(1)　被害者がオーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員である場合

(2)　協定第二三条第六項の規定により同条第五項の規定の適用を受けない場合（第一四条関係）

特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助

5　(一)　請求のあっせんの申請

特殊海事損害（協定第二三条第六項(c)に規定する損害であって同条第五項の規定の適用を受けないものをいう。）を被った日本国民又は日本国法人は、防衛省令で定めるところにより、その被った損害についてオーストラリアに対して行う賠償の請求のあっせんを防衛大臣に申請することができるものとすることとした。（第一五条関係）

(二)　請求のあっせん

防衛大臣は、(一)による請求のあっせんの申請があったときは、当該申請に係る請求のあっせんを行わなければならないものとすることとした。ただし、請求の理由がないと認められるときは、この限りでないものとすることとした。（第一六条関係）

(三)　訴訟の援助

(1)　政府は、(二)によるあっせんにより当該あっせんの申請をした者に係る請求が解決されない場合において、その者がオーストラリアの裁判所に当該請求に係る訴訟を提起するときは、政令で定めるところにより、訴訟に関する費用の立替えその他当該訴訟について必要な援助を行うことができるものとすることとした。

(2)　(1)の立替金には、利息を付さないものとすることとした。（第一七条関係）

(四)　立替金の償還等

政府は、(三)の(1)により費用の立替えを受けた者に係る訴訟が終了した場合には、その立替金を償還させなければならないものとすることとした。ただし、政令で定めるところにより、償還金の支払を猶予し、又は立替金の全部若しくは一部の償還を免除することができるものとすることとした。（第一八条関係）

6　附則

(一)　防衛省設置法（昭和二九年法律第一六四号）について所要の改正を行うこととした。（附則第二項関係）

(二)　この法律は、協定の効力発生の日から施行することとした。

◇日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（法律第二七号）

（防衛省）

1　総則

(一)　目的

この法律は、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定(以下「協定」という。)の適確な実施を確保するため、協定の実施に伴う道路運送法（昭和二六年法律第一八三号）及び道路運送車両法（昭和二六年法律第一八五号）の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定め、もって我が国と英国との間における防衛の分野に係る協力の円滑化に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　定義

(1)　この法律において「英国軍隊」とは、協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在する英国の軍隊をいうものとすることとした。

(2)　この法律において「英国軍隊の文民構成員」とは、協定第一条(a)に規定する文民構成員であって、英国軍隊に係るものをいうものとすることとした。

(3)　この法律において「英国軍隊の構成員」とは、協定第一条(d)に規定する構成員であって、英国軍隊に係るものをいうものとすることとした。（第二条関係）

2　道路運送法及び道路運送車両法の適用除外

(一)　公用車両（協定第一条(e)に規定する公用車両であって、英国軍隊に係るものをいう。(二)において同じ。）には、道路運送法第九四条及び第九五条の規定は、適用しないものとすることとした。

(二)　公用車両（日本国において賃借されるものを除く。）には、道路運送車両法第四条、第一九条、第二九条、第三一条から第三三条まで、第四〇条から第四五条まで、第四七条から第五〇条まで、第五四条、第五四条の二、第五六条、第五八条、第六三条、第六六条、第七三条第一項、第九七条の三、第九九条から第九九条の三まで及び第一〇〇条の規定は、適用しないものとすることとした。（第三条関係）

3　刑事手続等の特例

(一)　逮捕された英国軍隊の構成員又は英国軍隊の文民構成員の引渡し

(1)　検察官又は司法警察員は、逮捕された者が英国軍隊の構成員又は英国軍隊の文民構成員であり、かつ、その者の犯した罪が協定第二一条第四項(a)(i)又は(ii)に掲げる罪のいずれかに明らかに該当すると認めたときは、刑事訴訟法（昭和二三年法律第一三一号）の規定にかかわらず、直ちに被疑者を英国軍隊に引き渡さなければならないものとすることとした。